

子ども・子育て支援新制度において那覇市が条例で定める施設・運営等の基準比較表【参考】

2015年4月

施設・事業		設置主体	利用できる子の認定区分	利用定員	職員数等	職員資格	園舎・保育室等面積基準	運動場・園庭等	給食	連携施設 (保育所等との連携)	那覇市が上乘せた 基準及び関連条例	
教育・保育施設	幼稚園	【原則】 ・国・地方公共団体 ・学校法人 〔学校教育法第2条〕 (宗教法人、社会福祉法人等も例外的に可〔同法附則第6条〕)	【原則】 ・1号認定  (2号認定も特例給付可)	なし (1学級の幼児数は原則35人以下)	各学級に教諭等を1人以上配置	幼稚園教諭	園舎(原則2階建以下) ・1学級:180㎡ ・2学級以上: 320+100×(学級数-2)㎡	運動場 ・2学級以下: 330+30×(学級数-1)㎡ ・3学級以上: 400+80×(学級数-3)㎡	なし			
	保育所	・制限なし 参考「市町村は…社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置…」〔児童福祉法第56条の7〕 確認を受けるのは <b>法人のみ</b> 。 〔子ども・子育て支援法第31条〕	【原則】 ・2号認定 ・3号認定  (1号認定も特例給付可)	20人以上	0歳 3:1 1~2歳 6:1 3歳 20:1 4~5歳 30:1 ただし常時2人以上職員必置	保育士	・乳児室:1人3.3㎡以上 ・ほふく室:1人3.3㎡以上 ・保育室・遊戯室: 1人1.98㎡以上	屋外遊戯場(付近の代替地可): 満2歳児以上1人につき3.3㎡以上	原則 ・自園調理 ・調理室 ・調理員 (例外事項あり)		・乳児室: 1人3.3㎡以上 (省令1.65㎡以上) 〔那覇市児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例〕	
	幼保連携型認定こども園 (幼稚園型及び保育園型の認定こども園は県が認定)	・国・地方公共団体 ・学校法人 ・社会福祉法人 〔認定こども園法第12条〕	・1号認定 ・2号認定 ・3号認定	20人以上 (満3歳以上幼児は1学級原則35人以下)	各学級に保育教諭等を1人以上配置、また乳幼児年齢に応じて保育所の基準の職員数必置	保育教諭 (施行日から5年間は教諭又は保育士いずれかの資格でよいとする経過措置あり。)	満3歳児以上は幼稚園の基準による面積、満3歳未満児は保育所の基準による面積を算出し、合算した面積以上	園庭: 満3歳児以上は幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい面積、満2歳児は保育所基準による面積を算出し、合算した面積以上	保育所と同じ			・乳児室: 1人3.3㎡以上 (府省令1.65㎡以上) 〔那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制設備及び運営に関する基準を定める条例〕
地域型保育事業	家庭的保育事業	・制限なし 〔児童福祉法第34条の15第2項〕	【原則】 ・3号認定  (1号、2号認定も特例給付可)	1~5人	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者置く場合5:2)	家庭的保育者 (研修を修了した・保育士・保育士と同等の知識経験保有者) (+家庭的保育補助者)	専用部屋:9.9㎡以上 (3人を超える人数1人につき3.3㎡加算)	庭(付近の代替地可): 満2歳児以上1人につき3.3㎡以上	・自園調理 (連携施設等から搬入可) ・調理設備 ・調理員	必要 (経過措置あり)	地域型保育事業: 〔那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例〕	
	小規模保育事業			A型	6~19人	保育所の配置基準+1名	保育士	・乳児室:1人3.3㎡以上 ・ほふく室:1人3.3㎡以上 ・保育室・遊戯室: 1人1.98㎡以上				屋外遊戯場(付近の代替地可): 満2歳児1人につき3.3㎡以上
				B型	6~10人 (経過措置あり)	保育所の配置基準+1名	2分の1以上保育士 (保育士以外には研修実施)	保育室含め全て1人3.3㎡以上				
				C型	1人 (障がい等要件あり)	家庭的保育事業と同じ						
	居宅訪問型保育事業			1人 (障がい等要件あり)	0~2歳児 1:1	家庭的保育者 (研修を修了した・保育士・保育士と同等の知識経験保有者)						障がい・疾病児の場合は必要(市の指定する障害児入所施設等と連携)
事業所内保育事業	保育所型事業所内保育事業	20人以上	保育所と同じ	利用定員数 61人以上 20人以上 51人以上60人以下 15人以上 41人以上50人以下 12人以上 31人以上40人以下 10人以上 26人以上30人以下 7人以上 21人以上25人以下 6人以上 16人以上20人以下 5人以上 11人以上15人以下 4人以上 8人以上10人以下 3人以上 6人以上7人以下 2人以上 1人以上5人以下 1人以上	うち地域枠人数	屋外遊戯場(付近の代替地可): 満2歳児1人につき3.3㎡以上	・自園調理 (連携施設等から搬入可) ・調理室 ・調理員	満3歳到達後の受入先について必要 (経過措置あり)	必要 (経過措置あり)	・乳児室: 1人3.3㎡以上 ただし既存施設は1.65㎡とする経過措置あり(省令1.65㎡以上)		
	小規模型事業所内保育事業	19人以下	小規模B型と同じ									

幼稚園(私立)については、県知事の認可事項〔学校教育法第4条〕ですが、基準比較のため参考に記載します。

利用定員については、〔那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例〕で定めています。

認可外保育施設は、上記の認可基準の対象外です。なお、「那覇市認可外保育施設指導監督基準」においては、保育室面積1人あたりおおむね1.65㎡以上といった要件があります。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、〔那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例〕で専用区画1人あたり面積1.65㎡以上(既存施設への経過措置あり)といった定めがあります。